

から、その屋外の貯蔵・取扱い場所の周囲に、可燃性固体類等にあつては容器等の種類及び数量の倍数に応じた一定の幅の空地を、少量動植物油類にあつては1m以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けるよう規定している。

イ 「防火上有効な塀」とは、不燃材料又はこれと同等以上の防火性能を有する材料で造り、空地を保有することのできない部分について施設全体を遮へいする幅及び高さを有するものでなければならぬ。

ウ 本号が適用される施設はその貯蔵・取扱い数量が多いため、第32条の3第2項第1号ただし書きのような緩和規定は設けられていない。

(2) 第2号

ア 別表第7で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床、はり、階

段及び天井等を不燃材料で造つた室内で行うよう延焼防止のための規制を強化している。従つて、内装のみを不燃材料で仕上げた構造は認められない。

イ 「ただし書きの規定」は、不燃構造とできない場合の救済措置である。周囲に幅1m以上(数量の倍数が200倍以上)の空地を保有している場合又は防火上有効な隔壁によつて隣接する建築物等との間に延焼防止の措置が図られている場合は、建築物その他の工作物内の壁、柱、床、はり、階段及び天井等を

不燃材料で覆うことにより可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱うことができ。この場合、防火上有効な隔壁とは、小屋裏まで達する耐火構造又は防火構造の壁をいう。

2 第3項

第3項は、可燃性固体類等

及び少量動植物油類の貯蔵及び取扱いの基準並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の基準について、本条に規定するものその他、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準に関する第31条から第32条の8までの規定を準用することを定めている。

〈綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等〉

第36条 指定可燃物等のうち可燃性固体類等以外のもの(以下綿花類等という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと

解説及び運用

本条は、大阪市火災予防条例別表第7で定める数量以上の指定可燃物等のうち綿

花類等(指定可燃物等のうち可燃性固体類等以外のもの)の貯蔵及び取扱いの基準並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の基準を規定したものである。

1 第1項

第1項は、綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準を規定している。

(1) 第1号

綿花類等の性状を考慮し、みだりに火を使用することを制限している。工程上火気の使用を伴うケースも当然あり得るが、必要以上の火気を使用すれば危険性が増大することとなる。

従つて、「みだりに火気を使用する」とは、必要がないにもかかわらず火気を使用する場合が該当し、同条例第31条から第36条の2に定められた設備又は場所で、必要最小限の火気を使用する場合を除いて、火気を使用することはできない。

(文責 柿島)